

埼玉県住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録等事務取扱要綱

最終改正 令和7年10月1日

（目的）

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「省令」という。）に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（登録の申請）

第2条 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を行う者が、法第8条の規定に基づく登録を受けようとするときは、一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会が運営管理するセーフティーネット住宅情報提供システム（以下「情報提供システム」という。）により、申請書を作成し、電子データで提出するものとする。

（登録簿等）

第3条 法第10条第2項の登録簿は、情報提供システムに登録された別記様式第一号の別紙及び別添により構成するものとする。

（登録の通知等）

第4条 法第10条第3項の規定による通知は、様式第1号による行うものとする。
2 法第10条第4項の規定による通知は、様式第2号による行うものとする。
3 法第10条第5項の規定による通知は、様式第3号による行うものとする。

（登録の拒否の通知）

第5条 法第11条第2項の規定による通知は、様式第4号による行うものとする。

（登録事項等の変更）

第6条 法第12条第1項の規定による届出は、情報提供システムにより作成し、電子データで提出するものとする。
2 法第12条第4項の規定による通知は、様式第5号による行うものとする。

（登録簿の閲覧）

第7条 法第13条の規定による閲覧は、情報提供システムに登録された別記様式第一号の別紙及び別添を入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。

（廃止の届出）

第8条 法第14条第1項の規定による届出は、様式第6号による行うものとする。

(登録の抹消)

第9条 法第15条第2項の規定による通知は、様式第7号による行うものとする。

(登録の申請に要する書類等)

第10条 省令第9条第1号の各階間取図には、住戸（共同して利用する便所、洗面設備、浴室（シャワー室を含む。）、台所、居間、食堂、洗濯室及び収納設備が備えられている場合は、それらを含む。）の寸法及び面積（壁芯により算定したもの）を記載させるものとする。

2 省令第9条第2号及び第3号の書面の様式は、様式第8号とする。

3 法定代理人がいる場合、省令第9条第3号の書面は、登録を受けようとする者と当該法定代理人がそれぞれ作成するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は住宅課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年2月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

様式第1号（法第10条第3項関係）

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録通知書

年 月 日付けで申請のあった標記事業について、下記のとおり登録したので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第10条第3項の規定により通知します。

記

1 住宅の名称

2 住宅の所在地

3 登録年月日

4 登録番号

様式第2号（法第10条第4項関係）

指令住 第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあった住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請書については、下記のとおり登録基準に適合しないので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第10条第4項の規定により通知します。

年 月 日

埼玉県知事

記

- 1 住宅の名称
- 2 住宅の所在地
- 3 理 由

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号（法第10条第5項関係）

第 号
年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録通知書

標記事業について下記のとおり登録したので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第10条第5項の規定により通知します。

記

- 1 住宅の名称
- 2 住宅の所在地
- 3 登録年月日
- 4 登録番号

詳細は別添（申請書別紙の写し）のとおり。

様式第4号（法第11条第2項関係）

指令住 第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあった住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請について、下記のとおり登録を拒否したので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第11条第2項の規定により通知します。

年 月 日

埼玉県知事

記

1 住宅の名称

2 住宅の所在地

3 理 由

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号（法第12条第4項関係）

第 号
年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録事項等の変更通知書

標記事業について下記のとおり登録事項を変更したので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第12条第4項の規定により通知します。

記

- 1 住宅の名称
- 2 住宅の所在地

詳細は別添（変更届出書の写し）のとおり。

様式第 6 号（法第 1 4 条第 1 項関係）

第 号
年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称
代表者氏名

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業廃止届出書

下記のとおり住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を廃止したので住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 1 9 年法律第 1 1 2 号）第 1 4 条第 1 項の規定により、届け出ます。

記

- 1 住宅の名称
- 2 住宅の所在地
- 3 登録年月日
- 4 登録番号
- 5 廃止年月日

様式第7号（法第15条第2項関係）

第 号
年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録抹消通知書

標記事業について下記のとおり登録を抹消したので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第15条第2項の規定により通知します。

記

- 1 住宅の名称
- 2 住宅の所在地
- 3 登録年月日
- 4 登録番号
- 5 登録抹消年月日
- 6 理由

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

登 録 申 請 者 住 所

又は主たる事務所の所在地

氏 名 又 は 名 称

（法人である場合）代表者氏名

（未成年である場合）法定代理人の氏名

誓 約 書

私は以下の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

なお、登録申請者等の氏名、読み仮名、生年月日、性別及び住所については、別添に記載するとおりです。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 四 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第24条第1項又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
- 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第8号において「暴力団員等」という。）
- 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- 七 法人であって、その役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
- 八 暴力団員等がその事業活動を支配する者